



自転車も、車道を走る仲間です。

自転車に乗る皆さん

自転車も軽車両です。
交通ルールやマナーを守って走りましょう!

ドライバーやライダーの皆さん

自転車の動きに十分注意して、
思いやりのある運転をしましょう!

ドライバーやライダーの皆さんへ



■ 交差点では、スピードを控えて

自転車で最も多い事故は、交差点での出会い頭事故です。「クルマが止まるだろう」、そう思いながら自転車は走ってくる場合があります。道路では、ドライバーやライダーが自転車に気を配ることが肝心。つねに「自転車が路地からとび出してくるかも」と予測し、相手の動きをよく観察しながら、スピードを控えて走りましょう。



■ 横断歩道では、一時停止や徐行

自転車事故の22%*は、横断歩道上で起こっています。これは、クルマが右左折しようとする際、対向車と歩行者に注意を奪われて、自転車をつい見落としてしまうから。横断歩道などの手前では、一時停止や徐行をして、必ず自転車を確認しましょう。信号の変わり目は特に、注意が必要です。

* (財) 交通事故総合分析センター調べ (平成5年～13年)



■ 追い越しは、安全な間隔をとって

自転車は、思いもよらないような動きをすることがあります。追い越す時は、自転車との間に十分安全な距離をとって、注意しながら追い越しましょう。突然クラクションなどを鳴らすのは、相手が驚いて運転操作を誤る危険につながるのでやめましょう。



■ 夕暮れ時は、特に注意

夜間、無灯火で走っている自転車を多く見かけることがあります。暗くなり始める夕方以降、特に黒っぽい服装による無灯火の自転車は発見が遅れがちに。また、ドライバーにとって左側から交差点に入ってくる自転車は見落としやすいというデータもあります。日が暮れてからの運転には十分注意しましょう。

自転車に乗る皆さんへ



■ 車道の左側通行が原則

道路交通法上、自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行を原則に、左側端を通らなければなりません。



■ 例外として、歩道の通行も

歩道通行可の標識がある場合、また子どもや高齢者が乗る場合などは、歩道を通行することができます。その際は、すぐに停止できるくらいで速度で通行しましょう。歩道では、あくまで歩行者優先。歩行者を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。



■ ルールとマナーを守って安全運転

軽車両として、自転車も交通ルールやマナーを守りましょう。守らない場合は、交通違反の罰則が科せられます。

- 飲酒運転・二人乗り・並進、また運転中、携帯電話での通話やメール、傘差しなどの手ばなし運転は禁止行為です。
- 夜間は必ずライトを点灯しましょう。ヘッドホンを装着しながらの運転も危険ですのでやめましょう。



■ 子どもには、ヘルメットの着用を

児童や幼児が自転車に乗る際は、保護責任者がヘルメットをかぶらせるように努めましょう。

